

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 愛荘町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.4%
全職員	86.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.7%
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	88.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.1%
31～35年	96.8%
26～30年	96.2%
21～25年	86.8%
16～20年	88.0%
11～15年	86.6%
6～10年	69.4%
1～5年	96.4%

【説明欄】

- ①配偶者や子供がいる場合の扶養手当、児童手当は男性職員が受給するケースが多い。(扶養手当は男性職員が全体の90.7%、児童手当は84.1%)
- ②最も差異が生じている6～10年の職員は、男性に扶養手当、児童手当受給者が多いことや、時間外勤務が多いこと(女性職員は男性職員の34.9%)が影響している。
- ③育休復帰後に部分休業を取得する女性職員が多く、給与の減額が影響している。
- ※他の地方公共団体からの割愛採用職員については、1～5年目に含んでいます。
- ※「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務の職員は週当たりの勤務時間に応じて職員数を勘案しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。